

NEWS

令和5年度 事業主対象の安全衛生教育研修開催

- ・日 時：令和6年3月6日（水）午後2時
- ・場 所：名古屋国際会議場
141・142会議室(名古屋市熱田区)
- ・参加者：70名（52社）

本研修は「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を用い、各事業所において安全衛生管理体制を構築するための事項及び労働災害防止のための実施すべき事項を解説しています。また、運送業界での「2024年問題」とは「働き方改革関連法によって、自動車運転に伴う業務の年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されることで生じる課題群」を指し、2024年4月1日から適用されます。



挨拶をする伊藤委員長

開会の挨拶で安全衛生委員会の伊藤泰雄委員長は「依然、当業界におきましては、労働災害を含む事故が多発しており、当愛知県は全国47都道府県中上位にランクインしております。当協会では令和5年度より5年間を期間とする第三次産業廃棄物処理業における労働災害防止計画を策定しております。過日、安全大会で発表された安全標語“安全に妥協なし 改善に終わりなし 必ず築くぞゼロ災害”を掲げ、事業主の皆様方が先頭に立たれ、社員の安全衛生について考えていただく場として本日研修を開催致しました。皆様の安全衛生への知識を深める場としてご活用いただき、安全安心な職場を構築していただきますようお願い申し上げます。」と述べられました。

第1部講演

演題「産業廃棄物処理業における安全衛生規程について」
講師：(株)ダイセキ 事業統括本部 安全管理部 参与 山本彰弘氏

安全衛生規程については、定めるメリットについて、また、定めるにあたり条文ごとに解説がついているのでモデル安全衛生規程の活用について説明がありました。第2章では、安全衛生管理体制につい



講演をする山本講師

て自社に必要な安全管理体制を確認をする等。第3章では、安全衛生教育（教育を受けたら業務可能）、就業制限（資格がなければ業務してはいけない）について、以降、第4章、第6章、第7章、第8、第9章の進め方と関連条文ごとに解説がありました。

第2部講演

演題：「2024年の働きかた改革について」
講師：愛知働き方改革推進支援センター 特定社会保険労務士 平岡 翠氏



講演をする平岡講師

講演では、2024問題により何が変わるのか、では工作物の建設事業、自動車運転の業務等に関しての具体的な事例の説明がありました。働き方改革成功の4要件として、①トップの本気度 ②意識改革 ③業務改善 ④制度整備、を挙げられ、特にその組織のトップが真の働き方改革を十分に理解し、多少の混乱が生じたとしても改革を進めていこうという覚悟を持って本気で取り組むかどうか、とのことでした。



挨拶をする堀部専務理事

講演終了後、閉会の辞で堀部隆司専務理事は「二つの講演内容で共通した項目は、事業主として安全で働きやすい職場環境を提供して、働きたい会社を作ることにつなげるということでした。これからの会社の在り方について、その辺りを考えて進んでいただければと思います。」と述べられ、研修は閉会となりました。

